

## 地域新電力会社設立支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、地域新電力会社設立支援業務委託（以下「本業務」という。）の実施に当たり、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務の受託候補者として選定するための方式（公募型プロポーザル）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 本業務の概要

- (1) 業務名 地域新電力会社設立支援業務
- (2) 業務内容 別紙「地域新電力会社設立支援業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 納入場所 岩泉町役場 政策推進課
- (5) 見積限度額 5,260,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) **解除条件**

本業務に関する公募型プロポーザルは、解除条件付きの募集であり、議会の同意が得られないこと等により**予算化されなかった場合は、本業務は提案を募集したことに留まり、事業化しないものとする。**

### 3 スケジュール（予定）

内容	期日
公募開始	令和7年5月23日（金）
質問書の提出期限	令和7年5月27日（火）
質問への回答	令和7年5月30日（金）
参加申込書等の提出期限	令和7年6月3日（火）
参加資格審査結果の通知	令和7年6月5日（木）
企画提案書等の提出期限	令和7年6月13日（金）
プレゼンテーション（審査委員会）	令和7年6月18日（水）
審査結果の通知	令和7年6月下旬予定
契約に伴う見積書徴集	令和7年6月下旬予定
契約の締結	令和7年6月下旬予定

### 4 事務局

〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5  
岩泉町役場 政策推進課 環境エネルギー室  
電話：0194-22-2111 FAX：0194-22-3562

E-mail : kankyo@town.iwaizumi.lg.jp

担当：竹花

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 岩手県内に本店又は支店・営業所等があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 岩泉町暴力団排除条例（平成 25 年岩泉町条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けていること。

## 6 質問の受付及び回答

- (1) 提出方法 本業務について、不明な点がある場合は、質問書（様式 1）に質問事項をまとめ、電子メールに添付して提出すること。その際、メールの件名は「**【事業者名】地域新電力会社設立支援業務 質問**」とすること。
- (2) 提出期限 令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 5 時まで
- (3) 提出先 「4 事務局」に同じ。
- (4) 回答方法 令和 7 年 5 月 30 日（金）に岩泉町（以下「本町」という。）ホームページに掲載する。

## 7 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類に必要事項を記入の上、提出すること。

- (1) 提出書類及び提出部数
  - ア 参加申込書兼誓約書（様式 2） 1 部
  - イ 登記事項証明書（3 か月以内に発行されたもの）の写し 1 部
- (2) 提出期限 令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時まで

- (3) 提出場所 「4 事務局」に同じ。
- (4) 提出方法 提出書類を電子メールに添付して提出すること。その際、メールの件名は「**【事業者名】地域新電力会社設立支援業務参加申込**」とすること。

## 8 参加資格審査結果通知

参加申込書等を確認後、令和7年6月5日（木）までにプロポーザル参加の可否を電子メールにて通知する。

また、プロポーザルの参加の可否について疑義のある者は、その理由について、通知があった日の翌日から5日以内に、書面により、町に対し説明を求めることができる。

## 9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類及び提出部数
  - ア 企画提案書 1部
  - イ 参考見積書 1部
- (2) 提出期限 令和7年6月13日（金）午後5時まで
- (3) 提出場所 「4 事務局」に同じ。
- (4) 提出方法 提出書類を電子メールに添付して提出すること。その際、メールの件名は「**【事業者名】地域新電力会社設立支援業務企画提案**」とすること。

## 10 企画提案書の作成要領

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。なお、企画提案書には、提案者を特定することができる内容（具体的な会社名や記号等）の記述は行わないこと。

### (1) 企画提案書

様式は自由とする。ただし、原則A4判縦、文字サイズは12ポイント以上とし、10ページ以内とする（両面印刷の場合は5枚以内、表紙及び目次はページ数に含めない）。また、参考見積書は、ページに含めない。

企画提案書の内容は、実施可能なものとし、次の提案書留意事項について留意しながら記載すること。

### (2) 提案書留意事項

- ア 地域新電力会社設立支援業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）の「5 本業務の概要」の内容を踏まえて提案すること。
- イ 業務実施体制を記載すること。
- ウ 本業務の実施手順やその考え方について記載すること。

エ 仕様書に記載した内容の他、本町の地域特性や提案者が有する実績や知見を活かし、地域新電力会社を活用した地域振興に資する方策があれば、その実現可能性を踏まえて自由に提案すること。なお、自由提案内容も本業務の見積限度額に含めるものとする。

(3) 参考見積書

A 4判で作成すること。その他の様式は任意様式とする。前号における提案内容及び仕様書の内容を踏まえ、作業項目ごとに内訳が分かるように記載すること。なお、内訳金額は税抜価格とし、業務価格には消費税及び地方消費税を加えた合計金額も記載すること。

11 プレゼンテーション

企画提案の内容確認や補足説明を受けるため、企画提案書（9の（1）に掲げる書類）の提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会による審査を実施する。

(1) プレゼンテーション予定日

令和7年6月18日（水）を予定（詳細は、別途提案者に通知する。）

(2) プレゼンテーションの場所

岩泉町役場（詳細は、別途提案者に通知する。）

(3) 出席者

3名以内とし、業務を受託した際に担当する者が提案を行うこと。

(4) プレゼンテーションの持ち時間

プレゼンテーション 20分、質疑応答 15分とする。

(5) その他

ア プレゼンテーションは、非公開で行う。

イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき実施するものとし、企画提案書の差し替えは認めない。ただし、企画提案書の要約資料やプレゼンテーションで使用するスライド資料については、当日配付を可とする。

ウ デジタルホワイトボード（モニター）は本町が用意し、パソコン等を使用する場合は、提案者が準備すること。

エ オンラインによるプレゼンテーションを希望する場合は、事前に事務局まで相談すること。

12 審査概要

(1) 選考方法

「9 企画提案書の提出」に基づき提出された書類について、プレゼンテーションの内容を踏まえ、評価項目に従い評価・採点し、評価合計点の

最も高い提案者を最優秀者、2番目に高い提案者を次点者として選定する。

(2) 評価項目 別表のとおり

### 13 審査結果の公表

審査結果については、令和7年6月下旬に本町のホームページにおいて公表する（最優秀者以外の提案者の名称は公表しない。）。なお、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

### 14 契約に係る協議

審査の結果、最優秀者となった者と本業務の実施内容等について協議を行った上で、契約に伴う見積書を徴集し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。なお、最優秀者との協議が整わない場合は、次点者と協議を行うものとする。

### 15 参加申込書及び企画提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された参加申込書及び企画提案書を無効とする。

- (1) 審査の公平な執行を妨げたと認められた場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参考見積書の金額が見積限度額を超えた場合

### 16 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (3) 企画提案書に記載した担当者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更が必要な場合は、発注者と協議の上、了解を得ること。
- (4) 提出された書類は、岩泉町情報公開条例（平成11年岩泉町条例第1号）に基づく開示請求があった場合、同条例の規定に基づき開示することがある。
- (5) この要領に定めのない事項については、本町と協議の上、決定するものとする。

## 別表

評価項目		評価内容	配点
企画提案	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的や業務の概要を十分に理解した提案内容となっているか。</li> <li>・地域新電力会社の設立意義や地域経済循環への効果を理解しているか。</li> </ul>	10
	合意形成支援	勉強会や住民説明会の実施方法、先進事例視察の内容が具体的かつ適切な内容となっているか。	15
	事業計画作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収支計画の策定手法は具体的かつ実現可能か。</li> <li>・長期的な事業安定化に向けた視点が含まれているか。</li> </ul>	15
	法人設立準備	説明会の開催計画は具体的かつ実施可能な内容となっているか。	15
	公共施設への電力供給	電力供給価格は、現行電力会社と同等以下となっているか。	10
	自由提案	仕様書に記載のない独自の有効な提案が示されているか。	10
業務遂行能力	実施体制・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を円滑に進められる体制となっているか。</li> <li>・打合せ等迅速な対応が可能となっているか。</li> </ul>	10
	業務工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体スケジュールは適切で実現可能か。</li> <li>・各業務の連携が考慮された工程となっているか。</li> </ul>	5
見積価格		適正な見積り金額が示されているか。	10
合計			100